

鳥取市職員給与条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年5月19日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第21号

鳥取市職員給与条例の一部を改正する条例

鳥取市職員給与条例（昭和26年鳥取市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第6条の4第1項中「9年」を「20年」に改め、同項第2号中「45,000円」を「60,000円」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の鳥取市職員給与条例（以下「改正後の給与条例」という。）の規定は、令和4年4月1日から適用する。  
（給与の内払）
- 2 改正後の給与条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の鳥取市職員給与条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の給与条例の規定による給与の内払とみなす。